

2026年度 けんよご・行政福祉職のための成年後見制度研修会

# 新しく担当する人のための 成年後見制度研修会



## けんよご

けんよご（尾張北部権利擁護支援センター）

- ・2018年小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の4つの市町が、共同設置。
- ・担当4市町の人口は、約28万人。

【主な業務】地域における成年後見制度の利用支援とその体制づくり

制度説明、利用相談、申立て支援、候補者調整、研修事業、市民後見人養成など

電話 0568-74-5888  
ファックス 0568-74-5855  
メール [mail@owarihokubu-kenriyougo.net](mailto:mail@owarihokubu-kenriyougo.net)



## 成年後見制度とは、どういう制度でしょう。

- 1 **判断能力が十分でない人が対象**であること
- 2 **法律上の権限を持った人**を支援者として付ける制度であること
- 3 **家庭裁判所**が制度運営の中心を担っていること



## たとえば、

- 国保の徴収担当の山田さんが、滞納をしている田中さんのところを訪問しました。
- すると、郵便物が山積みになっていました。
- 田中さんは、ひとり暮らしの高齢者で、すっかり認知症になられていたのです。
- 田中さんは、電気代も払えず、電力会社から電気を止められていました。



国保の徴収担当



郵便物の山、  
請求書や督促状も  
いっぱいありそう



## たとえば、こんなことも



知的障害のある伊藤さんが、うれしそうにグループホームの相談員の佐藤さんに言いました。

「携帯電話に3億円あたったというメールが来たよ」

「それって、危ないメールだよ」

「3億円欲しければ、手数料30万円振り込んでくださいということなので、30万円振り込んだ」

「えーっ！でも30万円ももっていないでしょう」

「カードローンで、借りた」



## かといって、福祉職・行政職の立場では・・・

- ・ 認知症の方のケースでは、通帳をお預かりして、金銭管理を代わりにしてあげたくても、福祉職・行政職の立場では、できません。
- ・ 知的障害の方のケースも、同じです。
- ・ 福祉職・行政職の立場では、勝手に、他人の財布をさわることができないし、法律上の手続きもとれません。



それでは、成年後見人がついたら、何かできるの？



## 代理権

- 代理権というのは、**本人のために、本人に代わって、法律行為をする**権限のことです。
- たとえば、この認知症のある人の成年後見人は、本人に代わって、本人の通帳を管理して、生活に必要な支払いなどができます。
- 成年後見人の場合は、**家庭裁判所から認められて、法律上の権限である代理権がもらえるのです。**
- 代理権を使って、例えば、アパートの解約や業者と契約をしてゴミの撤去などもできます。



## 取消権

- 成年後見人は、本人がしてしまった法律行為を取り消すことができます。
- たとえば、この知的障害のある人の例は、どうでしょう。
- 振り込んでしまったお金は取り戻すのが難しいですが、消費者金融の借金の契約は取消すことができます。
- この方の場合は、本人が消費者金融の会社とした借金の契約を、後見人が取消すことにより、借金はなくなり返済義務をまぬがれることができました。



## 成年後見人は、代理権と取消権で支援する

- このように、後見人は、**代理権と取消権という法律上の権限を使って**、判断能力が不十分なために、大丈夫かなあとと思われる生活を送っている認知症の人や知的・精神の障害のある人を守り、支援することができます。



## 後見人は、法的権限をもつ支援者仲間ということ

- 地域で暮らす認知症の方などを、福祉の人や行政職員だけでなく、医療の人、ボランティアなどさまざまな人が支えています。
- 後見人は、**法的権限をもった支援者として**、支援者仲間にはいます。
- 逆に言えば、後見制度を利用するかどうかは、**法的権限を持つ支援者がいるかどうか**ということになります。

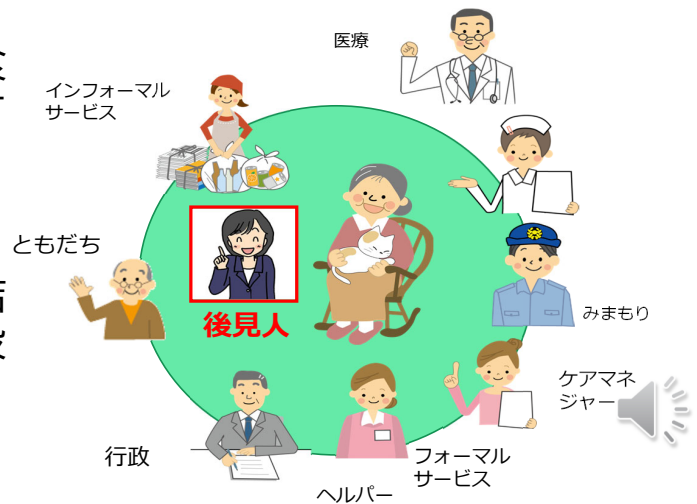


## 成年後見人の役割

成年後見人は、法律上の権限を使って、本人を支援するのが役割です。（法律行為）

そのため、ヘルパーさんのように、食事を作ったり、身の回りのお世話をするようなことはしません。  
（事実行為）

事実行為をしてもらえるよう契約を結ぶ（法律行為）のが、成年後見人の役割になります。



## 成年後見制度は、民法に規定されています

成年後見制度は、民法に規定されている司法の制度であることが特徴です。

そして、成年後見制度のかなめは、家庭裁判所が担っています。

制度利用の申請は、家庭裁判所にしますし、後見人の選任、監督なども家庭裁判所が行います。



# 成年後見人は、法定代理人

成年後見人には、財産の管理権、法定代理権と取消権が付与されます。

(財産の管理及び代表)

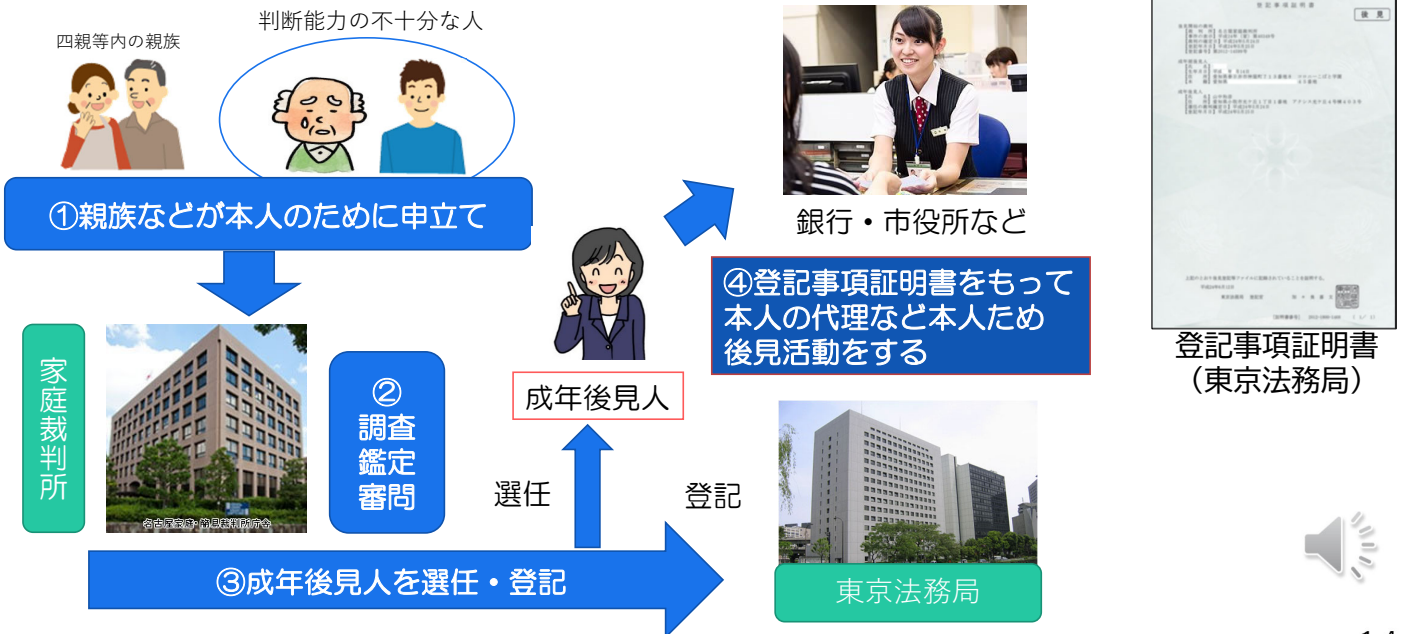
第八百五十九条 後見人は、**被後見人の財産を管理**し、かつ、その**財産に関する法律行為について被後見人を代表**する。

(成年被後見人の法律行為)

第九条 **成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる**。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。



# 成年後見制度の手続き



# 判断能力の程度もいろいろあります

アルツハイマー型認知症の経過

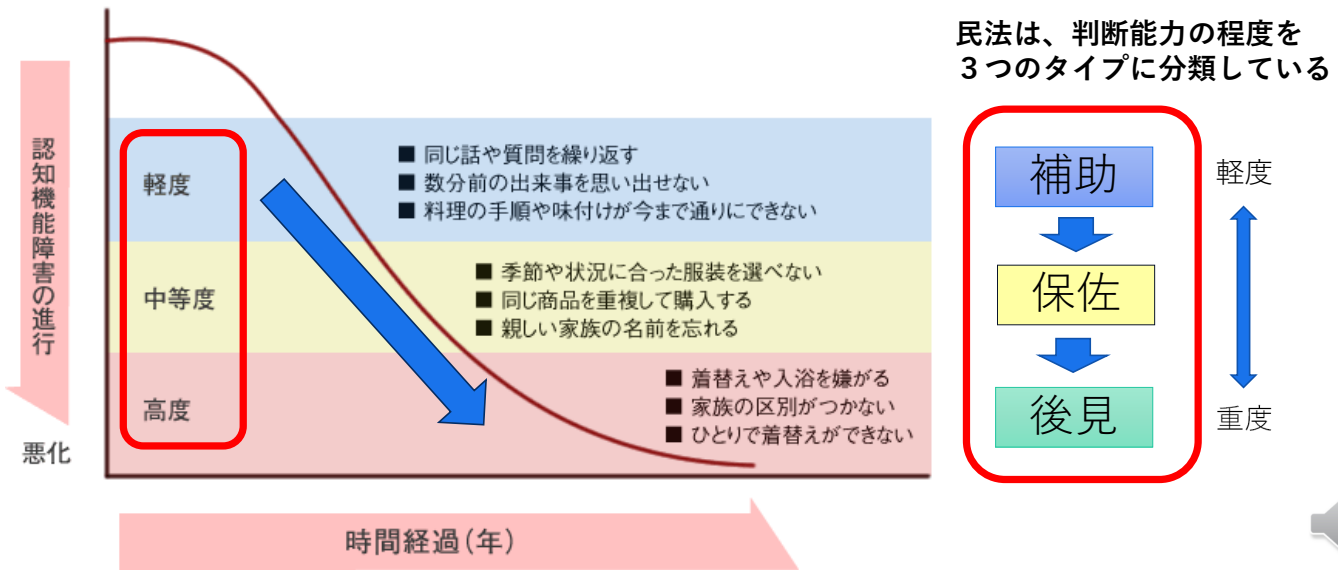


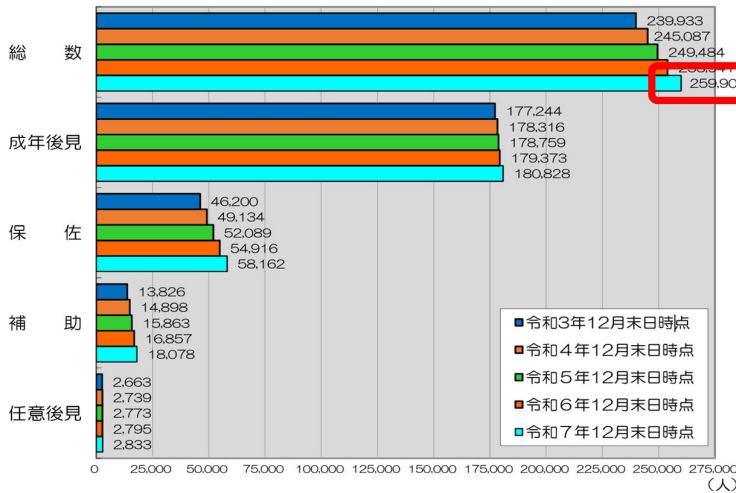
図 奈良県立医科大学認知症疾患センター

# 後見・保佐・補助の目安

後見	保佐	補助 (左から推測)
いわゆる植物状態又は植物状態に準ずる場合	—	—
精神上的障害の程度が最重度の場合	精神上的障害の程度が中程度の場合	—
<b>長谷川式簡易認知症スケール 10点以下</b>	<b>長谷川式簡易認知症スケール 11～15点</b>	<b>長谷川式簡易認知症スケール 15～20点</b>
<b>療育手帳 A 判定</b>	<b>療育手帳 B 判定</b>	<b>療育手帳 C 判定</b>
<b>精神保健福祉手帳 1 級</b>	<b>精神保健福祉手帳 2 級</b>	<b>精神保健福祉手帳 3 級</b>
知能検査等の施行が不能	—	—

旭川家庭裁判所資料 (鑑定を求めない場合の目安) から、けんよこが作成

## 後見、保佐、補助、任意後見の利用者数



- ・ 利用者数は、約26万人。年々増えている。
- ・ 後見の割合が減り、保佐・補助が増えている。

類型	令和7年末	平成27年末 (10年前)
後見	69.6	79.8
保佐	22.4	14.5
補助	7.0	4.6
任意後見	1.0	1.1

「成年後見事件の概況」の数字から、けんよごで作成

(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。



出所：『成年後見事件の概況—令和7年1月～12月—』最高裁判所事務総局家庭局

## 後見・保佐・補助の決まり方

1. 後見・保佐・補助のどの類型になるかの最終判断は、家庭裁判所が行う。
2. 申立て書類に添付する**医師の診断書**が重要な判断材料となっている。  
↑ 成年後見制度用の診断書様式あり
3. 医師（家庭裁判所）の参考資料として、**本人情報シート**をケアマネジャー、地域包括支援センター職員など本人の日常生活をよく知る人が記入し医師に提供する。
4. 家庭裁判所の調査官が本人と面談する。診断書の内容と違和感があれば、鑑定となる場合もある。



## 後見、保佐、補助

後見 重い

保佐 中ぐらい

補助 軽い



## 類型による権限のちがい

類型	取消権（同意権）	代理権
重度）成年後見人	法定（日常生活に関わること以外全部）	法定（財産に関する法律行為全部）
中度）保佐人	法定（民法第13条に規定されている）	オプションとして設定可
軽度）補助人	オプションとして設定可	オプションとして設定可

- 法定と書いたところは、民法の中に規定があり、自動的についてくる。
- オプションと書いたところは、申立てをして、家庭裁判所が認めれば付与される。



## 民法第13条第1項

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為【日常生活に関する行為】については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。（→預貯金の払い出しなど）
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。（→不動産の売買や抵当権の設定、贈与、商品取引、通販・訪問販売、クレジット契約など）
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。



21

## 申立て手続の違い

- ・申立ての際に、本人の同意が必要かどうか。

	申立て	同意権設定	代理権設定
後見	同意いらない	—	法定
保佐	同意いらない	法定	同意必要
補助	同意必要	同意必要	同意必要

- ① 同意の有無は、家庭裁判所の調査官が本人と面談して確認される。
- ② 保佐の申立てに同意はいらないが、代理権設定に同意が必要であるため実際のところ本人の同意なく保佐人をつけることは難しい。
- ③ 後見の方は、理解が困難である場合が多いが、説明は必要。



22

## 認知症、知的・精神障害の人がいたら

- ・対象となる家庭に認知症、知的・精神障害の人がいたら、成年後見制度の利用を考えてみましょう。
- ・次回の講義では、具体的に、制度利用をするためには、どうすればよいのかお伝えをします。



けんた

アンケートにご協力ください。

<https://forms.office.com/r/hnJwAGWp4W>



ようこ